

日行連発第127号  
令和3年4月30日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会  
会長 常住 豊  
許認可業務部  
部長 村山 豪彦

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言等を踏まえた  
工事及び業務の対応について（周知）

新型コロナウイルス感染症に係る施工中の工事等における感染拡大防止措置等につきましては、「新型コロナウイルス感染症拡大のまん延防止等重点措置を実施すべき区域の変更（令和3年4月16日）に伴う工事及び業務の対応等について」（令和3年4月28日付・日行連発第122号）にてお知らせしたところです。

今般、国土交通省より、令和3年4月23日に、1都2府1県（東京都、京都府、大阪府、兵庫県）を対象として、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が行われたこと等を踏まえ、施工中の工事等における感染拡大防止措置や、「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和2年5月14日（令和2年12月24日改訂版）」等の周知徹底等について、地方公共団体及び建設業団体等あてに送付したとの連絡がありましたので、お知らせいたします。

本件については、日行連会員サイトにて周知いたしますが、各単位会におかれましては、会員への周知徹底につきご協力くださいますようお願いいたします。

**【別添】**

・新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言等を踏まえた工事及び業務の対応について（令和3年4月25日・国土交通省）